

# 育児休業規程

株式会社〇〇〇〇

## 第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 本規程は、株式会社〇〇〇〇（以下「会社」という）の従業員<sup>1</sup>の育児休業、育児のための時間外勤務・深夜勤務の制限及び育児短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。
2. この規程に定めのない事項は、育児・介護休業法その他諸法令の定めによるものとする。

**コメントの追加 [s1]:** 育児休業等は、一部の有期雇用従業員、労使協定で定めた従業員を除き、原則、全従業員が対象となります。

## 第2章 育児休業

(育児休業の対象者)

- 第2条 育児のために休業することを希望する従業員で、1歳に達しない子と同居し、養育する者は、申出により育児休業をすることができる。ただし、有期雇用契約従業員<sup>2</sup>にあつては、申出時点において次のいずれにも該当する者に限り育児休業を取得することができる。
- ① 入社1年以上であること
- ② 子が1歳6ヶ月（本条第6項の場合においては2歳）に達する日までの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでないこと
2. 前項の規定にかかわらず、会社と従業員の過半数を代表する者との間で締結された育児休業等に関する協定（以下「育児休業協定」という）により、次の従業員は育児休業対象から除外することができる。
- ① 入社1年未満の従業員
- ② 申出の日から1年（本条第5項の場合は1年6ヶ月、第6項の場合は2年）以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- ③ 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
3. 育児休業の対象となる子には実子、養子の他、以下の者も含まれる。
- ① 特別養子縁組の監護期間中の子
- ② 養子縁組里親に委託されている子
- ③ 養育里親に委託されている子
4. 配偶者が従業員と同じ日から、または従業員より先に育児休業をしている場合、次の要件を満たす従業員は、子が1歳2ヶ月に達するまでの間で出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。（パパ・ママ育休プラス）

**コメントの追加 [s2]:** 労使協定により育児休業の適用除外を定めた場合の規定です。労使協定を締結する、しないは別として、盛り込んでおかれることをお勧めします。

- ① 従業員の育児休業開始予定日が、子の1歳到達日の翌日（誕生日）の後でないこと
  - ② 従業員の育児休業開始予定日が、配偶者の育児休業期間の初日より前でないこと
5. 育児休業中の従業員、または配偶者が育児休業中の従業員は、子が1歳に達する日（パパ・ママ育休プラスの場合にあつては、子が1歳に達する日後の本人または配偶者の育児休業を終了しようとする日）において、次のいずれにも該当する場合は、子が1歳6ヶ月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、**育児休業を開始しようとする日**は、**子が1歳の誕生日**（パパ・ママ育休プラスの場合にあつては、子が1歳に達する日後の従業員本人または配偶者の育児休業終了予定日の翌日）とする。
- ① 従業員または配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること
  - ② 以下のいずれかの事情があること
    - I. 保育園に入所を希望しているが入所できない場合
    - II. 従業員の配偶者であつて育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であつた者が、死亡・負傷・疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合
6. 育児休業中の従業員、または配偶者が育児休業中の従業員は、子が1歳6か月に達する日において、次のいずれにも該当する場合は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、**育児休業を開始しようとする日**は、**子が1歳6ヶ月に達した日**とする。
- ① 従業員または配偶者が原則として子の1歳6ヶ月の誕生日応当日の前日に育児休業をしていること
  - ② 以下のいずれかの事情があること
    - I. 保育園に入所を希望しているが、入所できない場合
    - II. 従業員の配偶者であつて育児休業の対象となる子の親であり1歳6ヶ月以降育児に当たる予定であつた者が、死亡・負傷・疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

**（育児休業の申出の手続等）**

第3条 育児休業をすることを希望する者は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という）の2週間前までに、育児休業申出書を会社に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の有期雇用従業員が、労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。申請が遅れた場合にあつては、会社は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という）の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行

**コメントの追加 [s3]:** 1歳までの育児休業とは別の育児休業を開始するという解釈になります。

**コメントの追加 [s4]:** 1歳に達する日の前日までに証明書類が必要です。

**コメントの追加 [s5]:** 子が1歳6ヶ月に達しても保育園に入園できない等の場合は、育児休業を2歳に達するまで取得できるようになりました。

**コメントの追加 [s6]:** 1歳6ヶ月に達する日の前日までに証明書類が必要です。

**コメントの追加 [s7]:** 育児休業申出手続きの一般的な規定例です。